

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
106	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行います。			
	[障害福祉サービス課]	利用者数	実人/月	586人	909人
107	重度訪問介護利用者の大学就学支援	重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障害者の社会参加を促進します。			
	[障害福祉サービス課]	支給決定者数 (実人数)	人	1人	1人
108	コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度	外国人市民の円滑や意思疎通や情報伝達を支援するため、新たな通訳・翻訳ボランティア体制を構築し運用します。			
	国際交流課	サポーター支援件数	件数	100件	400件
109	千葉県外国人総合相談窓口	外国人市民の安心安全な暮らしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介等を実施します。			
	国際交流課	外国人生活相談件数	件数	1,351件	1,376件
110	女性のためのつながりサポート	新型コロナウイルスの影響が長期化する中、経済困窮や人間関係、孤独・孤立など、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、NPOの知見やノウハウを活用し、相談機会の提供や居場所づくりなど、女性に寄り添ったきめ細かな支援を行います。			
	男女共同参画課				
111	LGBT専門相談の実施	日常生活においてLGBT当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、LGBT専門の相談を実施します。			
	[男女共同参画課]				

<主要施策（2）自殺対策>

【現状や課題】

- 令和2年は、全国で21,081人、千葉市で142人、令和3年は、全国で21,007人、千葉市で144人の方が自殺で亡くなっています。（厚生労働省 地域における自殺の基礎資料）
- 自殺は、本人にとっての悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみなどをもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。
- 多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、さまざまな悩みなどにより、心理的に追い込まれた末の死といわれています。

【今後の取組方針】

- 自殺の原因となる失業、多重債務、長時間労働などの問題に関する相談や支援により、自殺を防ぎ、予防する取組みを推進するとともに、ゲートキーパーの養成や地域住民等への啓発活動を行います。

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
112	ゲートキーパーの養成	悩みを抱える方の「孤立・孤独」を防ぎ自殺を予防するため、悩みを抱える方のサインに気付き、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成します。			
	[こころの健康センター]	ゲートキーパー 養成者数	人	57人	65人
113	自殺予防に向けた意識啓発	悩みを抱える方に気づき、声をかけ、話を聴いて、相談窓口につながるよう、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、集中的に広報を行います。			
	[精神保健福祉課]				

コラム

ゲートキーパー ～大切ないのち、みんなで守ろう～

自殺はさまざまな悩みにより追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題です。

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげて見守る、そんな命を支える人を「ゲートキーパー」といいます。ゲートキーパーに特別な資格は必要ありません。

あなたの身近にいる人が、悩みや問題を抱えている様子なら、まずはやさしく声をかけてみてください。ほんの少しの勇気と行動が、みんなの大切な命を守ります。

命を守るためにゲートキーパーができること



<主要施策（3）生活困窮者自立支援の促進>

【現状や課題】

- 生活自立・仕事相談センターは、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却に向けて「包括的」かつ「継続的」な相談支援を実施し、自立を促進することを目的とする生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口で、2021年度末現在、美浜区を除く5区に設置されています。
- 延べ相談件数は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経済的困窮に陥る世帯が増加した影響等により、令和元年度の22,807件から令和2年度は24,961件となりました。

【今後の取組方針】

- 生活自立・仕事相談センターでは、就労や家計管理等に関する生活問題への相談・助言にとどまらず、相談者個々の状態に応じた支援プランを作成し、生活立て直しに向けた支援を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
114	生活自立・仕事相談センターの充実 【再掲】 No92	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。			
	[保護課]	新規相談件数	件	3,500件	4,000件

<主要施策（4）子どもの貧困への対応>

【現状や課題】

- 本市においても、経済的に困難な状況にある生活保護世帯や児童扶養手当、就学援助を利用している世帯の児童や社会的養護の対象児童など、支援を要する子どもは約13,000人、約13人に1人となっており、また、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

【今後の取組方針】

- 困難な状況に置かれている子どもや家庭に寄り添い、支援を行うため、子どもナビゲーターを配置します。

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
115	子どもの貧困対策総合コーディネート事業 (子どもナビゲーター)	複合的な課題を抱え、生活困窮等の状況にある子どもや家庭に寄り添い、生活・学習習慣の改善を直接働きかけるとともに、子どもや家庭に関わる様々な支援員・支援機関と連携し、適切な支援先につなげていくコーディネーターを配置します。			
	[こども家庭支援課]	支援児童延べ数	人	175人	215人

<主要施策（5）住宅確保要配慮者に対する支援>

【現状や課題】

- 平成29年10月に、賃貸人が、住宅確保要配慮者（高齢者世帯、子育て世帯、被災者、日本の国籍を持たない方、障がい者、低額所得者など）の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の制度が始まりました。

【今後の取組方針】

- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、家賃債務保証料等の助成などを行うとともに、居住支援協議会にて支援施策を検討します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
116	住宅確保要配慮者への円滑入居支援	高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料等の助成などを行います。			
	[住宅政策課]	助成件数	件	11件	11件
117	居住支援協議会 [住宅政策課] [高齢福祉課] [地域包括ケア推進課]	市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する支援施策を検討し、居住の安定確保を図ります。			

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

コラム

新たな住宅セーフティネット制度

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として平成29年に設立された制度です。

1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

セーフティネット住宅として登録していただくと、専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」に掲載され、賃貸住宅を探している方に広く周知されます。

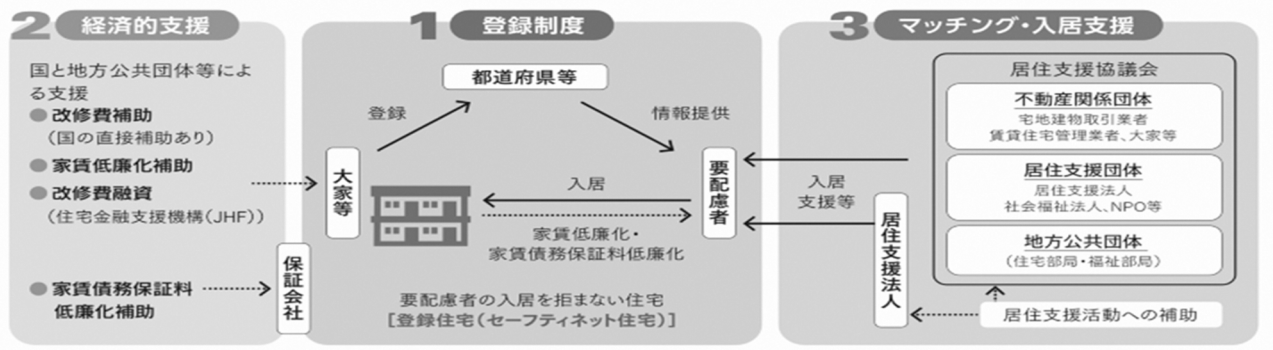
2 登録住宅の改修・入居への経済的支援

専用住宅に住宅確保要配慮者が入居する場合、入居者の負担を軽減するため、家賃債務保証料等を低廉価するために必要な経費の一部を補助します。また、専用住宅を改修する場合は、国からの補助が出る場合があります。

3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

地方公共団体、不動産関係団体等が連携して設立した居住支援協議会において、住宅確保要配慮者、大家等の双方に住宅情報の提供等の支援を行います。

新たな住宅セーフティネット制度の3つの柱



1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

2 登録住宅の改修・入居への経済的支援

3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

<主要施策（6）再犯防止の推進>

【現状や課題】

- 全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にあり、刑法犯により検挙された再犯者は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人数も減少し続けていることから、再犯者の割合は増加しています。
- 再犯の防止には、福祉サービスの利用支援、就労や居住支援などを含めた包括的な寄り添い支援が必要です。

【今後の取組方針】

- 再犯防止の推進を図るため、新たに地方再犯防止推進計画を策定します。
- 国等の関係機関や民間の団体等と緊密に連携・協力するとともに、保護司の活動を支援します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
118	地方再犯防止推進計画の策定 [地域福祉課]	「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定します。			
119	保護司の活動支援 [地域福祉課]	保護司会連絡協議会への補助金、千葉県更生保護助成協会への負担金を交付し、活動を支援します。また、保護司の活動促進のため、開設されている更生保護サポートセンターについて、引き続き開設場所の提供を行います。			

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

<参考> 「施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地域生活課題の解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー 困難を抱えた方からの相談や地域に出向いた際に得た地域生活課題に対し、ニーズに応じた支えあいの仕組みづくりを行います。 ● 生活福祉資金の貸付 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら支援します。 ● 生活困窮者の自立支援 千葉市貧困対策アクションプランを踏まえ、包括的な相談支援として、個人に対してワンストップ型の相談窓口により情報・サービスの拠点として機能し、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し生活困窮者支援を行います。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを行います。 ● 権利擁護支援 日常生活自立支援事業の実施及び、本会が成年後見人等を受任して判断能力が十分でない方の権利擁護を図ります。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

施策の方向3 虐待防止・権利擁護

<主要施策（1）虐待防止>

【現状や課題】

- 高齢者虐待については、虐待防止連絡会を開催し、あんしんケアセンター、民生委員、在宅サービス事業者、弁護士、警察などとの連携の強化を図っています。
- 障害者虐待については、被虐待者への対応と同時に、家族や事業所等への支援も行き、再発防止に努めています。
- 児童虐待については、相談対応件数が増加しており、一時保護児童数も増加傾向にあります。このため、児童相談所の機能を強化させるとともに、一時保護体制の充実を図ることが喫緊の課題となっています。
- 様々な機関が、それぞれの専門性を高め、連携を図るとともに、社会全体で虐待の防止に取り組む必要があります。

【今後の取組方針】

- 高齢者、障害者や児童への虐待及びDVを防止するため、また、早期発見、早期対応ができるよう、関係機関の連携強化を図るとともに、発生防止に向けた啓発活動等を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
120	高齢者虐待の予防と早期発見・適切な対応 [地域包括ケア推進課]	<p>市民へ高齢者虐待防止のパンフレットによる啓発と相談窓口の周知を行うとともに、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関（者）との連携の強化、高齢者虐待防止連絡会の開催等により、地域における高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けてネットワークの強化を図ります。</p> <p>また、個別ケース会議や事例検討会等の研修会を開催し、相談を担当する職員の対応力向上を図るとともに、関係者間で対応方針や方向性を共有し対応する等、相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>さらに、緊急を要する高齢者虐待の発生時には、必要に応じて警察等と連携し対応する他、被虐待者と虐待者を分離する場合の緊急受け入れ先である施設の居室を確保します。</p> <p>そのほか、介護施設等における虐待防止体制を推進するため、新任職員や指導的立場にある職員を対象に研修を行い資質の向上を図るとともに、施設等に対し、虐待防止及び身体拘束に関する指導・監督を引き続き行います。</p>			

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
121	障害者虐待の防止	各保健福祉センターに障害者虐待防止センターを設置し、通報に対応するとともに、一時的に保護する居室を確保するなど障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止します。更に、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者の支援を行います。 また、障害者虐待の防止に係る講演会などの啓発活動を実施します。			
	[障害者自立支援課]				
122	児童虐待・DVへの対応	民生委員・児童委員、小中学校や特別支援学校の教諭を対象とした研修会の実施、暴力によらない子育ての周知等、児童虐待の発生防止に向けた取組みを行います。 また、児童虐待及びDVの予防、早期発見、早期対応のため、要保護児童対策及びDV防止地域協議会の機能をより強化し、関係機関と円滑に連携を図ります。			
	[こども家庭支援課] [児童相談所]				
123	児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発活動	児童虐待防止推進月間（11月）及び女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）における啓発活動を通じて、児童虐待及びDV問題についての関心と理解を深め、児童虐待及びDVのない地域づくりのための取組を行います。			
	[こども家庭支援課] [男女共同参画課]				

<主要施策（2）権利擁護>

【現状や課題】

- 高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加や精神障害者等の増加により、日常生活自立支援事業の需要はますます高まっています。支援を必要としている方に制度の仕組みを理解していただけるよう周知・啓発を図るとともに、事業を実施する市社会福祉協議会の支援体制を強化するなど、本事業の更なる充実が必要です。
- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

【今後の取組方針】

- 高齢や障害等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方々でも、福祉サービスを利用する手続きや日常的な金銭管理を代行して、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れるよう、市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。
- 認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して生活ができるよう、市社会福祉協議会が実施する法人後見事業を支援します。
- 子どもの権利を保護するため、未成年後見制度の利用を促進します。

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

「第6章 成年後見制度利用促進基本計画」（P139～P153）に主な取組事業を記載

（第6章記載以外の主な取組事業）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
124	日常生活自立支援事業への支援	高齢や障害のために日常生活に支障が出ている方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、市社協が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の実施を支援します。			
	[地域福祉課]	日常生活自立支援事業利用者数	人	・利用者数380人 (うち新規101人)	・利用者数410人 (うち新規100人)
125	法人後見事業への支援	権利擁護支援を必要とする市民への対応を図るため、市民との協働で市社協が法人として成年後見等の業務を受任する「法人後見事業」の実施を支援します。			
	[地域福祉課]	法人後見事業受任件数	件	・受任件数40件 (うち新規2件)	・受任件数40件 (うち新規2件)
126	未成年後見制度の利用促進	子どもに親権者がいない場合、又は親権者が行方不明などの理由で親権を行うことができない場合に、子どもの権利を保護するため未成年後見制度の利用を促進します。			
	[こども家庭支援課] [児童相談所]				

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

<参考> 「施策の方向3 虐待防止・権利擁護」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地域生活課題の解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー 困難を抱えた方からの相談や地域に向いた際に得た地域生活課題に対し、ニーズに応じた支えあいの仕組みづくりを行います。 ● 生活福祉資金の貸付 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら支援します。 ● 生活困窮者の自立支援 千葉市貧困対策アクションプランを踏まえ、包括的な相談支援として、個人に対してワンストップ型の相談窓口により情報・サービスの拠点として機能し、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し生活困窮者支援を行います。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを行います。 ● 権利擁護支援 日常生活自立支援事業の実施及び、本会が成年後見人等を受任して判断能力が十分でない方の権利擁護を図ります。
ボランティア活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア ボランティアの相談・登録を行い、ボランティア情報紙等を発行して、ボランティア情報を提供します。また、新たにボランティア活動に参加する人やすでに登録しているボランティアに対し、多種多様なボランティア講座を開催し、人材の確保・育成に努めます。 ● 市民後見人 25歳から70歳までの住民に対し、基礎編、応用・実務編として2か年度に渡り、成年後見人等に必要な知識等を習得する養成研修を実施します。
権利擁護のネットワークづくり	<p>行政、司法・福祉・医療の専門家、住民等による協議会を設置し、権利擁護を必要とする方が早期に発見され適切な支援が受けられるよう仕組みを構築します。</p>
成年後見制度の普及・啓発	<p>ホームページによる情報提供、パンフレットの作成、講習会の開催及び講師の派遣を実施します。</p>

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



- 第1章 地域福祉計画とは
- 第2章 現状と経緯
- 第3章 計画の概要
- 第4章 地域の取組み
- 第5章 市の取組み
- 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
- 第7章 取組事例
- 第8章 計画の推進
- 資料編

取組方針Ⅲ 社会資源の創出を促進する

【現状や課題】

- 少子高齢化の進展等により、様々な地域課題が顕在化する中、地域福祉活動を支える担い手の高齢化や不足もあり、多くの地域で、新たな活動が生まれづらい状況があります。
- 従前の地域福祉活動の担い手の枠にとらわれず、幅広い視点で、社会資源を創出するため、多様な主体との連携をより一層支援していく必要があります。

【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人、企業、学校、NPO法人等と地域を結びつけ、関係者間の情報共有やサービス提供団体のネットワークの構築を推進し、社会資源の創出を促進します。

施策の方向1 多様な主体との連携

<主要施策（1）社会福祉法人の公益的な取組みの促進>

【現状や課題】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人と地域を結びつけ、買物支援バスの運行や、地域交流スペースを利用した高齢者向けの食事会の開催等、社会福祉法人の公益的な取組を支援しています。
- 一方、社会福祉法人の公益的な取組について、「具体的に何を取り組んでいいのかわからない。」「地域にどんなニーズがあるのかわからない。」といった声も聞かれます。

【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人の地域における公益的な取組みを支援します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
127	生活支援体制の充実 【再掲】 No1,95,139	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。なお、サービスの創出・担い手の確保において、社会福祉法人は重要な主体であり、公益的な取組みを促進する観点からも、引き続き連携を図ります。			
	[地域包括ケア推進課]	第2層生活支援コーディネーター配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
128	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,94,96,140	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。また、コミュニティソーシャルワーカーが、公益的な取組に関する相談や地域との調整等により、社会福祉法人を支援します。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える要支援者の個別支援と要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				
129	社会福祉法人の公益的な取組みの促進	地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人の地域における公益的な取組みを支援する市社会福祉協議会と連携し、取組事例の広報を行います。			
	[地域福祉課]				

<主要施策（2）企業、学校、NPO など多様な主体との連携の促進>

【現状や課題】

- 地域団体においては、担い手の不足や高齢化が進んでおり、地域課題を解決するためには、従前にも増して、社会福祉法人をはじめ、企業、学校、NPO法人や専門職団体など、多様な主体と、幅広い視点で連携を検討していく必要があります。

【今後の取組方針】

- あんしんケアセンターや行政が開催する地域ケア会議や、生活支援コーディネーターの活動を通じて、把握された地域課題について、地域の多様な主体と共有・連携を図りながら、地域の解決に向けた検討を行います。
- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、市医師会などの関係機関との連携を推進するために設置された「在宅医療・介護連携支援センター」が、在宅医療・介護専門職への相談支援や多職種研修の開催支援などを通じて、多職種の連携強化を図るとともに、在宅医療介護の地域課題を把握し、PDCAサイクルに基づく課題解決を図るため、多職種連携の様々な取組みを行います。
- 地域コミュニティの活性化やまちづくりを推進するため、企業、NPO法人、学校、保育園やこども園など多様な主体との連携を促進します。

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
130	地域ケア会議の充実 【再掲】No91	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。			
	[地域包括ケア推進課]	地域ケア会議 開催回数	回/年	200回	250回
131	在宅医療・介護連携支援センターの運営	現在の在宅医療・介護連携支援センターについて、市内の病院やあんしんケアセンターなどの関係機関と効率的な連携推進を図るため、相談体制の拡充を含め検討します。 これにより、切れ目のない相談支援を推進するとともに、入退院支援などにおける医療介護連携を迅速に支援できる体制を構築します。			
	[在宅医療・介護連携支援センター]	相談件数	件	450件	600件
132	多職種連携の推進	各区のあんしんケアセンターの圏域ごとに、地域・医療・介護・生活支援などの関係者が参加する多職種連携会議を実施し、在宅医療・介護連携のテーマに基づいて、地域の抱える様々な課題を抽出し共有します。 抽出された課題は、地域ケア会議など市内で行われる会議と連携して、PDCAサイクルに沿って解決を図り、一体的に取り組みます。			
	[在宅医療・介護連携支援センター]	多職種連携関係加算 算定件数	件	115件	120件
133	エンディングサポート (終活支援) 事業	元気なうちから終末期の医療や介護などについて考えていただくきっかけを提供し、民間事業者等との連携により死後の葬儀・埋葬、財産処分などの問題も含めた終活に関する相談支援体制を確立し、エンディングに関する不安解消につなげます。			
	[在宅医療・介護連携支援センター]	終活支援 シンポジウム参加者	人	200人	300人
134	保育所（園）・認定こども園地域活動事業 [幼保運営課]	市内すべての認可保育所（園）において、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。			
135	学校と地域の連携・協働体制の整備事業	地域の教育力を生かし、学校教育の充実や地域コミュニティの活性化を図る、学校支援地域本部事業等を推進します。			
	[学事課（教育委員会）]	設置校	校数	65校	75校
136	公益活動団体の連携促進 [市民自治推進課]	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。			

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
137	民間企業等との連携	UR都市機構、企業、大学等様々な主体と積極的に連携し、まちづくりを進めます。			
	[政策調整課・経済企画課]				
138	コミュニティビジネスの支援	コミュニティビジネスの普及・推進のため、交流会やシンポジウムの開催などにより、情報を提供します。			
	[産業支援課]				
139	生活支援体制の充実 【再掲】 No1,95,127	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。			
	[地域包括ケア推進課]				
140	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,94,96,128	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える要支援者の個別支援と要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第1章 地域福祉計画とは

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

コラム

在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住民や医療・介護専門職と連携し、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築に取り組んでいます。



入退院支援の手引き

【主な取組み】

- ・在宅医療・介護連携支援センターの運営
- ・医療介護専門職向けの相談支援
- ・多職種連携に関する研修や会議の実施
- ・入退院時における多職種連携ガイドの作成
- ・終末期医療に関するシンポジウムの開催

コラム

エンディングサポート

自らが望む人生の最終段階において、意思や希望を前もって考え、家族や医療・介護の支援チームとの共有を図り、最後まで自分らしく過ごせる地域づくりに取り組めます。

【主な取組み】

- ・意思決定支援の研修、講演会の開催
- ・専門職向け終末期医療研修会の開催
- ・市民向け終末期シンポジウムの開催
- ・住民主体の研修会や講演会の開催支援



○エンディングノートの活用

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、終末期をどのように過ごしていくか、自分の思いを記すノートです。

好きなことやプロフィールの他、医療や介護における希望を、家族や支援者と共有する大切なツールとなります。

コラム

コミュニティビジネス支援

コミュニティビジネスとは、地域の課題を、地域の人材、施設及び資金などの地域資源を活かしながら、自立持続可能なビジネス的アプローチで解決を図る過程で、創業や雇用創出に繋げ、新たな「地域の担い手」の創出を目指すものです。

千葉市では、コミュニティビジネスの育成と振興を目的に、コミュニティビジネスの起業に際しての創業的支援を行う機関として、中間支援団体、行政機関、金融機関などが連携した「千葉市コミュニティビジネス推進協議会」を平成17年3月に設立しました。

また、千葉地域におけるコミュニティビジネスの普及推進を目的に、基調講演や事例発表、パネルディスカッションなどを通じて、コミュニティビジネスに対する市民の認識を深め、事業化を志す者を増やすなど気運の醸成を図るため、シンポジウムを毎年開催しております。



<主要施策（3）新たなプラットフォームの形成>

【現状や課題】

- 地域づくりは、既に様々な形で展開されていますが、中長期的な視点で、つながりを生み出す新たな手法を模索する必要があります。

【今後の取組方針】

- 重層的支援体制整備事業の「地域づくりに向けた支援」で指向する、今まであまり福祉と関わりのなかった層にも参加してもらえるような新たなプラットフォームの形成について検討を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
141	重層的・包括的相談支援体制の構築 【再掲】 No88,98 [地域福祉課]	置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け付け、適切な支援に早期に繋げるため、民間事業者のノウハウを活用し、本市に適した相談支援体制のあり方を検討する。			

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

<参考> 「施策の方向1 多様な主体との連携」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進	社会福祉法人と地域のニーズに合った「地域における公益的な取組」を提案し、地域の課題解決に努めます。また、本会自らも「地域における公益的な取組」を実施します。
大学と地域の連携の推進	市内にキャンパスを有する千葉市・大学連絡会議に参画している13大学と連携し、地域活動につなげていきます。
企業等との連携・協働	企業等からの相談に基づき、社会貢献活動の提案を行うとともに、企業等の取組みの参考になるような事例を収集し、本会ホームページに掲載します。また、地域活動の活性化を図るため、企業等のSDGsの取組みと連携します。
NPO・団体との連携・協働	地域におけるNPO・団体の活動を把握し、地域課題解決のため連携・協働します。
権利擁護のネットワークづくり	行政、司法・福祉・医療の専門家、住民等による協議会を設置し、権利擁護を必要とする方が早期に発見され適切な支援が受けられるよう仕組みを構築します。
コミュニティソーシャルワーク機能の強化	コミュニティーソーシャルワーカーが中心となり、生活自立・仕事相談センターや成年後見支援センターなど関連部署が連携して、支援の手が届かない制度の狭間にいる人たちに寄り添いながら困りごとの解決に向けた支援を行います。



千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

1 基本計画策定にあたって

(1) 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成28(2016)年5月13日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が施行されました。

促進法では、市町村は当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとしております。(促進法第14条第1項)

高齢化の進展による認知症高齢者の増加や、障害者の親の高齢化及び親亡き後の支援等、今後高まることが予測される権利擁護支援のニーズに対し、本市における成年後見制度の利用促進に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

(2) 成年後見制度の趣旨及び内容

<成年後見制度の趣旨>

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方(以下「本人」という。)に対し、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、不動産や預貯金などの財産管理や、介護・福祉サービスの利用、施設入所等の契約締結などの法律行為を本人に代わって行ったり、本人の誤った判断による行為を取り消して本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

また、同制度は、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、障害のある人の今ある能力の活用(現有能力の活用)、障害がある人となない人とが平等に生活する社会を実現するというノーマライゼーションの理念と、本人の保護の理念との調和を旨として制定されています。

<成年後見制度の主な内容>

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が十分でない方の権利を守る支援者である成年後見人等を選任することで、本人を法的に支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見は、「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所の審判により開始されます。

また、選任される成年後見人等については、家族等が親族後見人として選任される場合と、第三者である専門職等が成年後見人等になる場合があります。

任意後見は、判断能力が低下した場合に備えて、ご自身が希望する生活に向けた手続きや金銭管理を委ねる後見人(任意後見人)を公正証書による任意後見契約で予め決めておく制度です。本人の判断能力が低下し、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

2 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題

(1) 状況

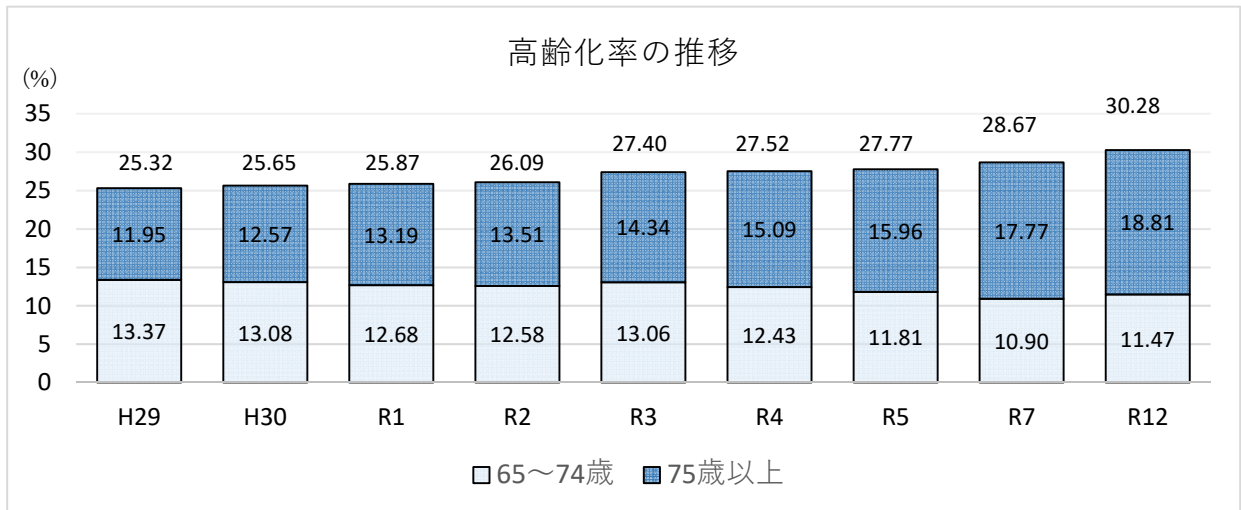
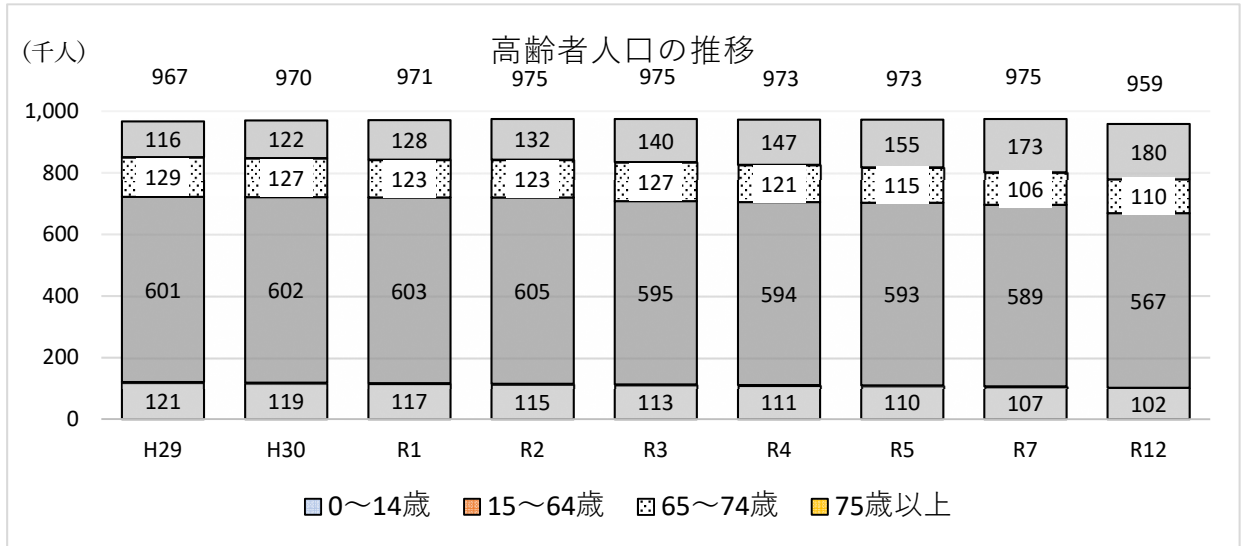
ア 高齢者の状況

○高齢者人口・高齢化率の推移

本市の総人口は、令和2（2020）年9月末現在で97万4千人（住民基本台帳人口）、そのうち65歳以上の高齢者人口は25万4千人、高齢化率は26.1%となっています。

また、9月末時点で比較すると令和元（2019）年には、75歳以上の後期高齢者の人口が、65～74歳までの前期高齢者を上回っています。

将来推計では、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、65歳以上の高齢者人口は27万9千人、高齢化率は28.68%まで上昇することが見込まれており、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22（2040）年は、総人口の減少が続くのに対して、高齢者人口は32万4千人、高齢化率は35.63%まで上昇することが見込まれています。



注1：令和2（2020）年までは、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値

注2：令和3（2021）年～12（2030）年は平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

注3：高齢者人口等の推移は、四捨五入の上、千人単位で表示しているため、総人口と年齢の内訳の合計が一致しない場合がある。

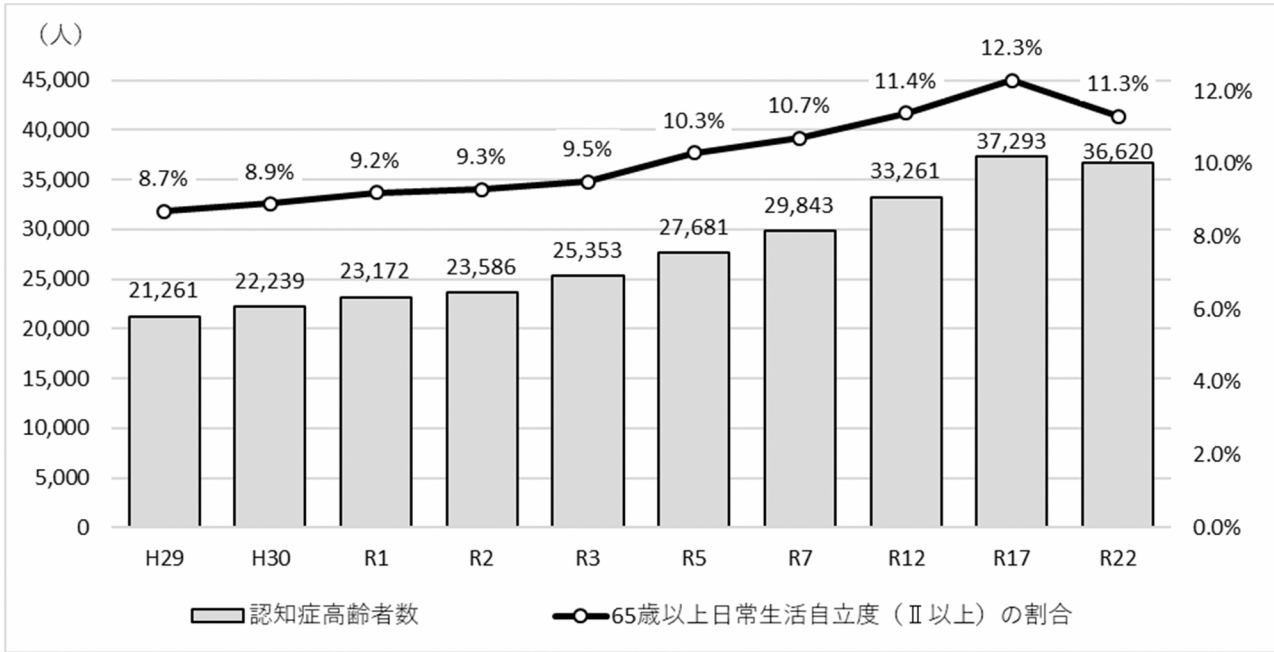
注4：高齢化率は千人単位での計算をしていないため、65歳以上の人口を全人口で割っても数値が一致しない場合がある。

- 第1章 地域福祉計画とは
- 第2章 現状と経緯
- 第3章 計画の概要
- 第4章 地域の取組み
- 第5章 市の取組み
- 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
- 第7章 取組事例
- 第8章 計画の推進
- 資料編

○認知症高齢者数の推移

本市の認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）は、令和2（2020）年9月末現在で約2万4千人です。認知症高齢者は、令和7（2025）年には約3万人まで、令和17（2035）年には約3万7千人まで、増加することが見込まれています。

認知症高齢者数の推移（再掲）



注1：令和2（2020）年度までの65歳以上人口は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績値。令和3（2021）年度以降の65歳以上人口は、平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

注2：認知症日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態をいいます。

注3：認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの。

注4：令和3（2021）年以降の認知症高齢者数は、各年の高齢者人口（65歳以上人口）に、直近3年の実績から求めた出現率を乗ずる方法で推計した。

注5：この推移と推計には、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

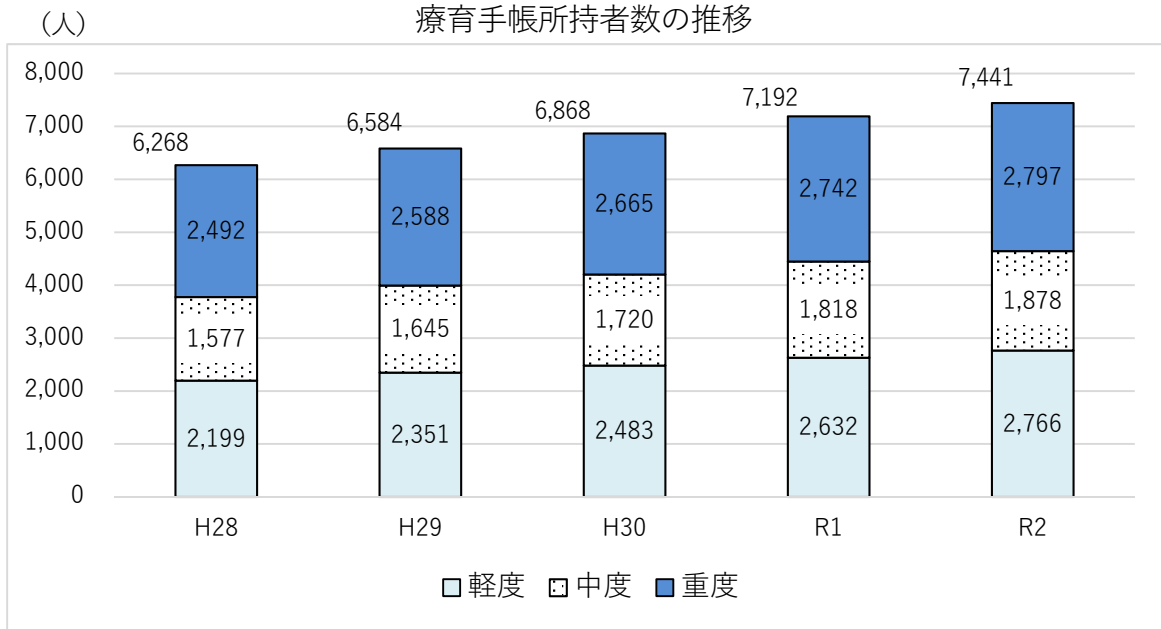
第8章
計画の推進

資料編

イ 障害者の状況

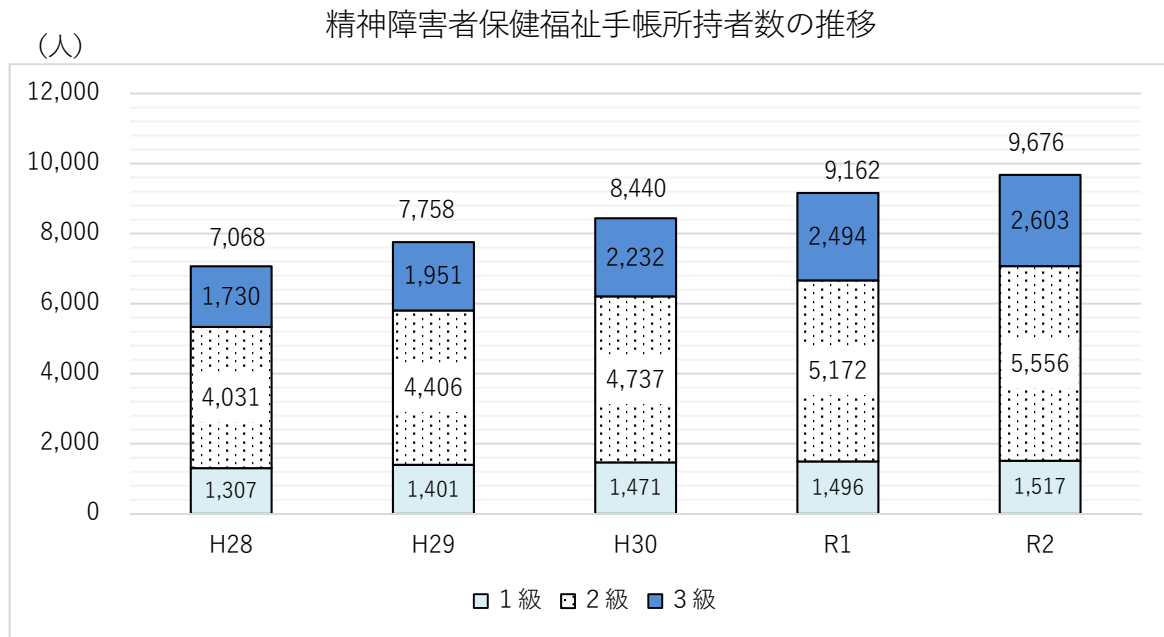
○療育手帳所持者数の推移

本市の知的障害者数（療育手帳所持者）は、令和3（2021）年3月末現在で約7千4百人です。平成28年以降、知的障害者数（療育手帳所持者）は増加しています。



○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者数（精神保健福祉手帳所持者）は、令和3（2021）年3月末現在で約9千6百人です。平成28年以降、精神障害者数（精神保健福祉手帳所持者）は増加しています。



第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

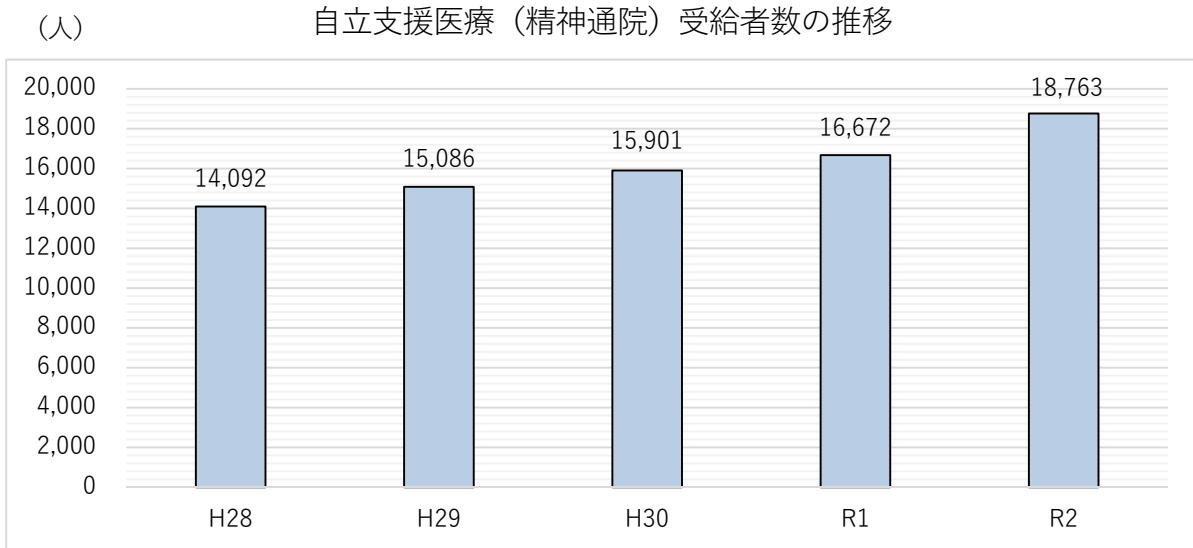
第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

○自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の推移

本市の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和3（2021）年3月末現在で約1万9千人です。平成28年以降、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は増加しています。



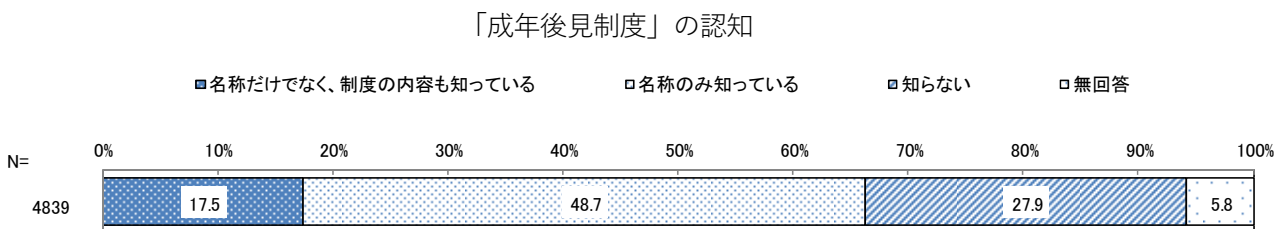
ウ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本市では老人福祉法及び介護保険法に基づき3年を1期とする次期計画「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）【計画期間：令和3年～5年度（2021～2023年度）】を策定するにあたり、市民の高齢者社会についての意義・生活状況、介護予防及び介護に対する考え方、保健・医療・福祉サービスの利用実態、ニーズ等を調査し、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域の抱える課題の特定（地域診断）することを目的とした調査を実施しています。

- 調査対象 市内在住の一般高齢者及び要支援1・2の方 8,400人
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 令和元年12月20日～令和2年1月10日
- 調査事項 成年後見制度に関する調査事項

(1) あなたは「成年後見制度」を知っていますか（○は1つ）

成年後見制度の認知について、「名称のみ知っている」が48.7%で最も高く、次いで「知らない」が27.9%、「名称だけでなく、制度の内容も知っている」が17.5%となっている。



第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

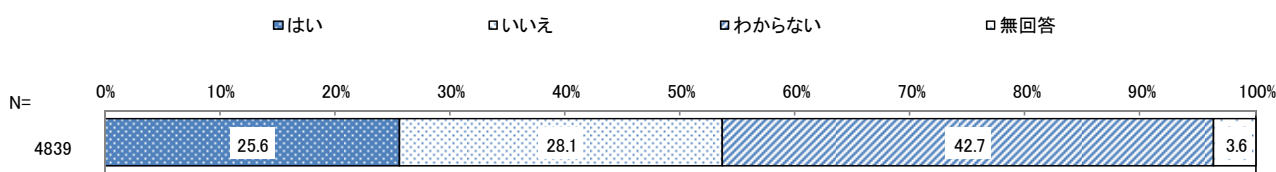
上段:実数、下段:%

全 体	「成年後見制度」の認知			
	名称だけで なく、制度の 内容も知って いる	名称のみ 知っている	知らない	無回答
4839	848	2358	1350	283
100.0	17.5	48.7	27.9	5.8

(2) あなたは、あなた自身の判断能力が低下し、自分で身の回りの契約行為や財産管理などができなくなった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか (○は1つ)

成年後見制度を利用したいと思うかについて、「わからない」が42.7%と最も高く、「いいえ」が28.1%、「はい」が25.6%となっている。

「成年後見制度」の利用意向



上段:実数、下段:%

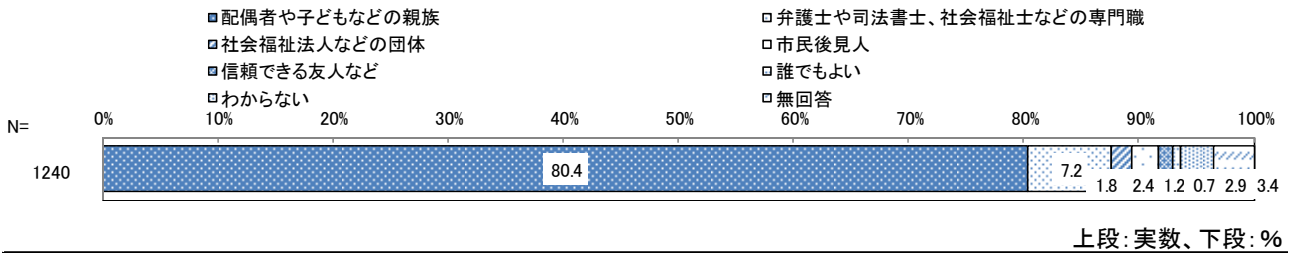
全 体	成年後見制度の利用意向			
	はい	いいえ	わからない	無回答
4839	1240	1358	2067	174
100.0	25.6	28.1	42.7	3.6

【(2) で「1. はい」と回答された方のみ】

(3) ①将来的にあなた自身の判断能力が不十分となった場合、だれに後見人となって支援してほしいですか (○は1つ)

後見人となって支援してほしい相手について、「配偶者や子どもなどの親族」が80.4%と最も高く、「弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職」が7.2%、「わからない」が2.9%となっている。

後見人となって支援してほしい相手



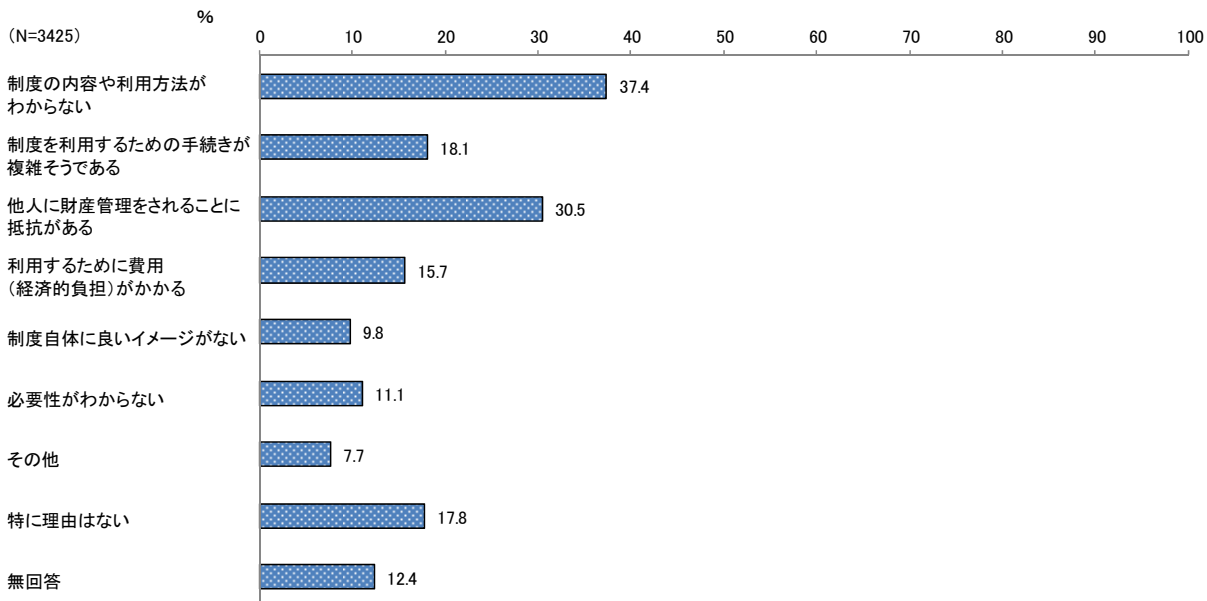
全体	後見人となって支援してほしい相手							
	配偶者や子どもなどの親族	弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職	社会福祉法人などの団体	市民後見人	信頼できる友人など	誰でもよい	わからない	無回答
1240	997	89	22	30	15	9	36	42
100.0	80.4	7.2	1.8	2.4	1.2	0.7	2.9	3.4

【(2)で「2. いいえ」または「3. わからない」と回答された方のみ】

(4) ②あなたが、「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由は何ですか
(○はいくつでも)

成年後見制度を「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由について、「制度の内容や利用方法がわからない」が37.4%と最も高く、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」が30.5%、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が18.1%となっている。

「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由



第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

上段:実数、下段:%

全 体	「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由								
	制度の内容 や利用方法 がわからな い	制度を利用 するための 手続きが複 雑そうである	他人に財産 管理をされる ことに抵抗が ある	利用するた めに費用(経 済的負担)が かかる	制度自体に 良いイメージ がない	必要性がわ からない	その他	特に理由は ない	無回答
3425	1280	620	1044	537	334	381	263	608	425
100.0	37.4	18.1	30.5	15.7	9.8	11.1	7.7	17.8	12.4

注)「その他」の内容として、以下が挙げられた。

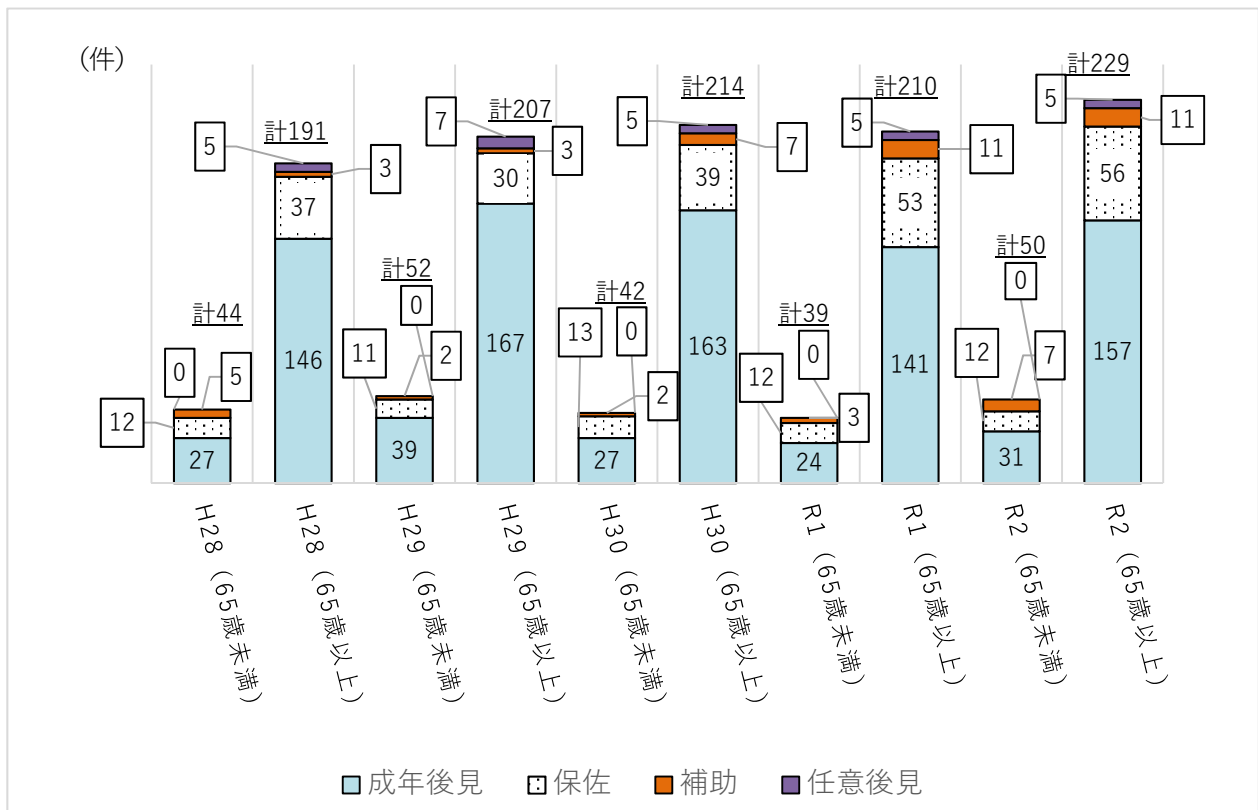
- ・子どもに頼む
- ・財産がない
- ・家族信託制度の利用で十分と思っている

エ 成年後見制度に関する取組み状況

65歳以上の方の申立て件数は増加しており、令和2年度には229件の申立て件数がありました。

65歳未満の方の申立て件数はほぼ横ばいです。また、65歳未満の方の任意後見の申立て件数は平成28年から令和2年まで0件となっています。

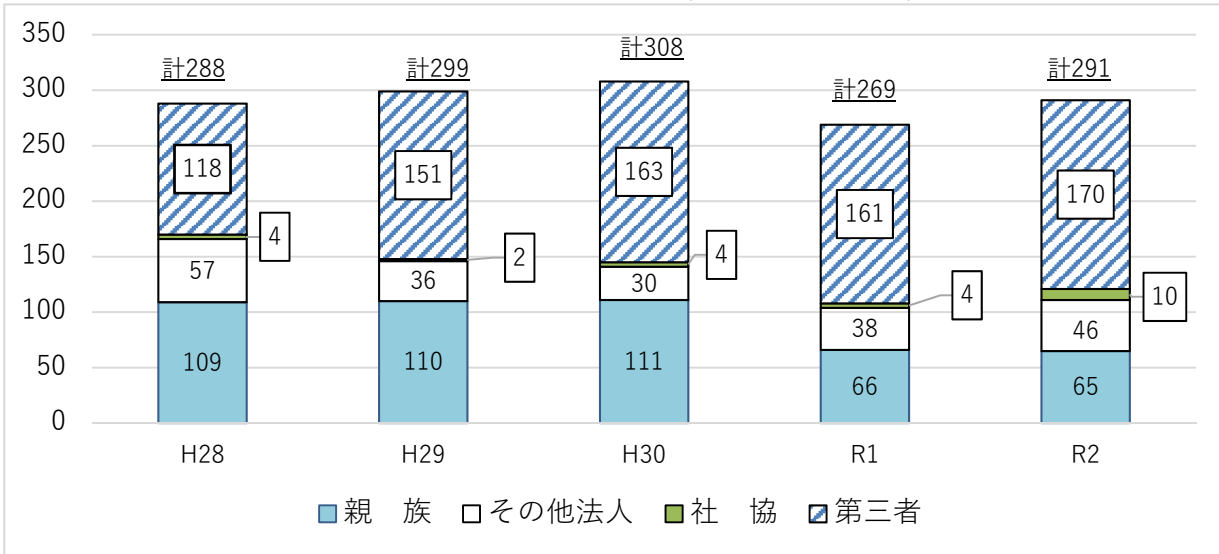
申立て件数（年齢別：65歳未満・65歳以上）



※本人住所地が千葉市の方が対象。

成年後見人等選任件数は第三者が一番多く令和2年度は170件となっています。次に親族が多くなっており令和2年度は65件となっています。第三者の選任件数は増加傾向にあります、親族の選任件数は減少しています。

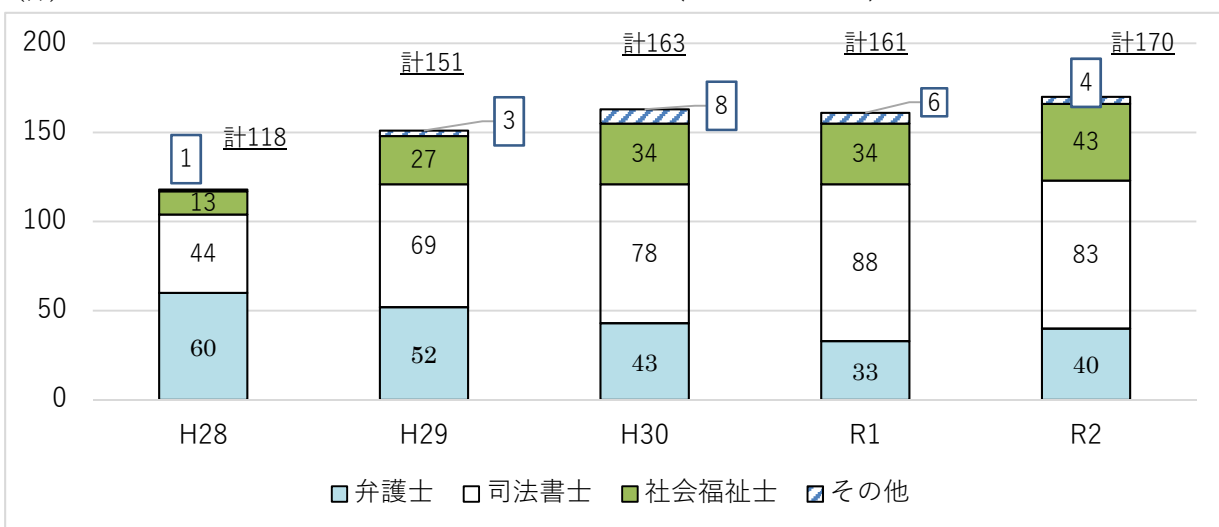
(件) 成年後見人等選任件数（本人との関係別）



- (注) ・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件について、後見人等が選任されたものを対象
 ・1件に複数の後見人等が選任された場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、本表の総数は、申立件数の総数とは一致しない。
 ・本人住所地が千葉市の方が対象。

第三者の成年後見人等選任件数は令和2年の司法書士の選任件数が83件と一番多くなっています。弁護士と社会福祉士の選任件数は弁護士40件、社会福祉士が43件とほぼ同じ件数となっています。司法書士の選任件数が令和元年から2年にかけて減少しましたが、弁護士と社会福祉士の選任件数は増加しています。

(件) 成年後見人等選任件数（第三者の内訳）



第1章 地域福祉計画とは

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

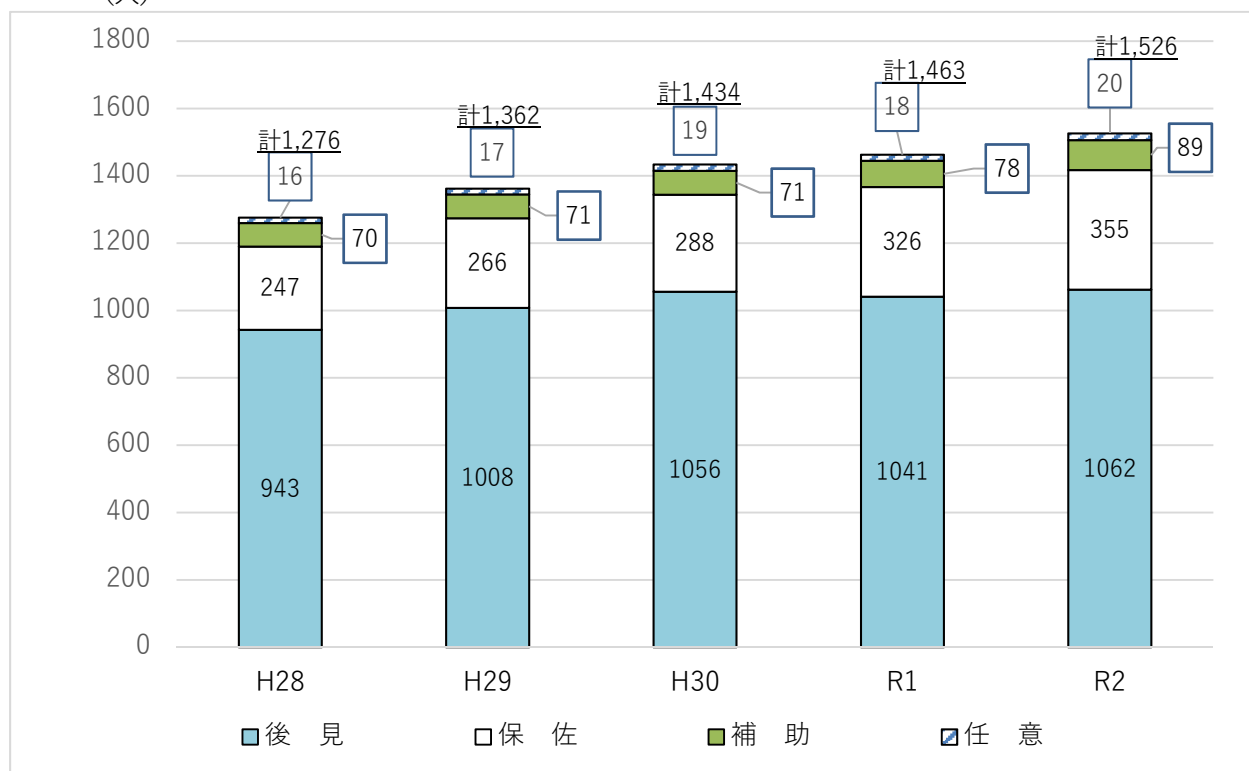
(注) ・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件について、後見人等が選任されたものを対象

- ・1件に複数の後見人等が選任された場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、本表の総数は、申立件数の総数とは一致しない。
- ・本人住所地が千葉市の方が対象。

成年後見制度の利用者数は、後見、保佐、補助類型とも毎年増加しており、令和2年には市内の制度利用者数は1,526人となっています。

任意後見の利用者数はほぼ横ばいとなっています。

利用者数（成年後見制度による支援を受けている方の数）



※ 各司法年度末（12.31）時点の利用者数

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

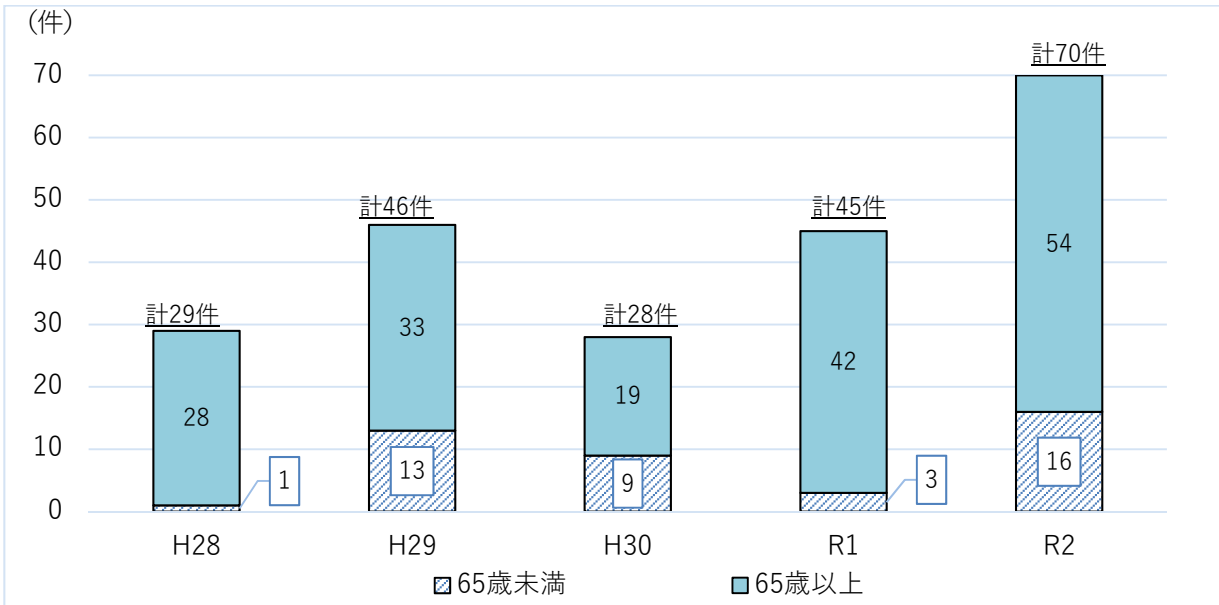
第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

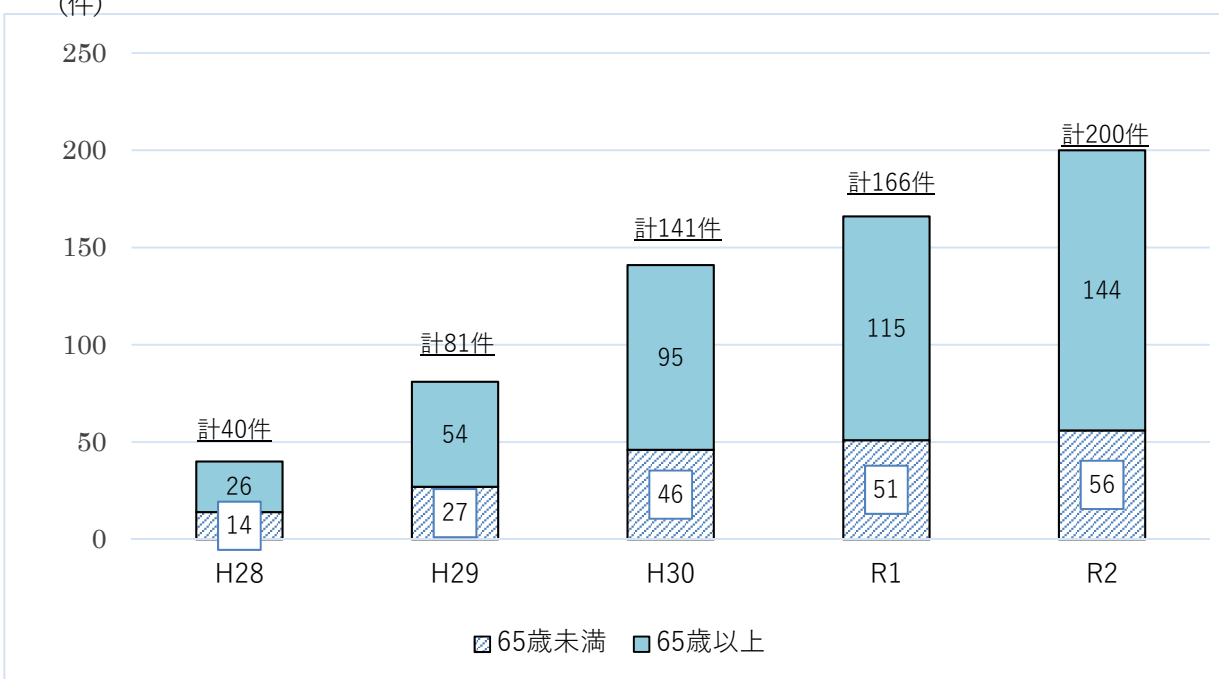
市長申立て件数について、65歳以上の方は増加傾向にあり、令和2年度は54件となっています。また、令和2年度の65歳未満の件数を含めた市長申立て件数は70件となり、令和元年度の約1.5倍の件数となっています。

市長申立て件数



報酬助成件数は65歳以上の方の助成件数の増加が顕著で、平成28年度の助成件数は26件でしたが、令和2年度は144件となっており、平成28年度の5.5倍となっています。

報酬助成件数



第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

(2) 課題

- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、成年後見制度の利用を必要としている人に身近な人が気づき、適切な制度利用につながるよう、社会の成年後見制度への理解を広める必要があります。
- 制度の利用を必要としている人を早期に発見するとともに、適切に相談窓口につなげられる体制を整備する必要があります。
- 高齢者及び障害者の相談窓口や権利擁護支援の相談窓口、行政等が連携し、迅速かつ適切に制度利用につなげる体制を整備する必要があります。
- 本人に身近な親族、福祉、保健、医療、地域住民等と後見人等がチームとなって本人を見守ることで、本人の意思や状況に応じた適切な支援が行える体制を整備する必要があります。

3 計画の基本方針と施策の体系及び展開

(1) 基本方針

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるまちなの実現を目指します。

(2) 施策の体系

○施策1	成年後見制度利用促進に向けた体制整備
○施策2	成年後見制度の普及啓発
○施策3	成年後見制度の利用に向けた支援の充実
○施策4	チームによる適切な支援の実施
○施策5	後見活動の担い手の養成・育成支援

(3) 施策の展開

【施策1 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備】

No	事業名	取組内容
1	成年後見支援センター（中核機関）の設置・機能強化	<p>(1) 成年後見支援センター（中核機関）の設置 成年後見制度の利用促進に向けた全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」及び「地域連携ネットワークの構築」を行う権利擁護支援の中核機関を設置しています。</p> <p>(2) 成年後見支援センター（中核機関）が担う具体的機能 地域連携ネットワーク及び中核機関は以下の機能を担うとともに、段階的に強化を図ります。</p> <p>①広報機能 ア 成年後見制度に係る講演会、研修会などの開催</p>

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

No	事業名	取組内容
		イ パンフレットの配布やホームページ等による制度の普及啓発 ②相談機能 ア 市民及び相談支援機関に対する制度に関する相談支援 イ 専門職（弁護士等）が行う相談支援 ウ 申立て書類の書き方や手続き等、成年後見制度の申立てに関する支援 ③利用促進機能 ア 関係機関と連携した対象者の人権に配慮した支援方針の検討 イ 受任候補職種の調整の支援 ウ 家庭裁判所との連携 ④後見人支援機能 ア 関係機関と連携した「チーム」による支援の実施 イ 成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会の開催
2	地域連携ネットワークの構築	本人の親族や司法・医療・保健・福祉の専門職団体、地域の関係機関等が連携するネットワークにより、本人及び後見人等を支援する体制を構築します。
3	成年後見制度利用支援事業の実施	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、後見開始の申立て手続きをする親族がいないなど、制度利用が困難な方を適切に保護するため、申立者への支援や、必要に応じて市長による後見等開始の申立てを行うほか、支援を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、後見人等への報酬の助成を行います。（助成要件があります）

【施策2 成年後見制度の普及啓発】

No	事業名	取組内容			
		指標項目	単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
1	市民及び医療・保健・福祉関係機関、企業等への講習会の実施	市民に対する講習会を通し、制度利用のメリットについて周知を行うとともに、医療・保健・福祉の関係機関の他、金融機関などの企業等を対象に制度の普及啓発を行うことで、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切に制度に繋ぐ体制を整備します。			
		講習会開催回数	回	8	8

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

2	パンフレット等による普及啓発	パンフレットやホームページ等の活用により、成年後見制度の周知を図ります。			
		配布部数	部	9,000	9,000

【施策3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実】

No	事業名	取組内容
1	相談支援機関と連携した権利擁護支援体制の整備	成年後見支援センター（中核機関）が中心となり、医療・保健・福祉等の相談支援機関と連携し、権利擁護支援を必要とする方を適切に制度利用に繋げる体制を整備します。 また、相談支援機関に対する研修を開催し、支援者間で権利擁護支援の共通認識を図ることにより、体制の強化を図ります。
2	相談体制の充実及びスクリーニングの実施	地域の第一次相談窓口であるあんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等による早期発見及び支援に努めるとともに、第二次相談窓口である成年後見支援センター（中核機関）と連携し、専門的観点からのアセスメント、支援方針の検討を行う体制を整備します。 また、必要に応じて中核機関が訪問による相談を実施し、適切に支援に繋げる体制を整備します。
3	成年後見に関する申立て支援	成年後見支援センター（中核機関）は、あんしんケアセンター及び障害者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、申立て支援を行います。
4	関係機関と連携した申立ての判断に係る検討の実施	市長申立ての必要性について、本人の支援に携わる関係者とともに検討します。
5	成年後見に関する市長申立ての実施	権利擁護の観点から市長申立てが必要と判断した場合には、市長が後見開始等の申立てを行い、適切・迅速な制度利用に繋がります。

【施策4 チームによる適切な支援の実施】

No	事業名	取組内容
1	関係機関との連携による適切な支援の実施	成年後見支援センター（中核機関）が中心となり、医療・保健・福祉等の相談支援機関や地域と連携しながら、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後見人がチームとなり、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行うとともに、関係者の連携により後見人を支援する体制を整備します。
2	関係機関が開催するケース会議等との連携	あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等関係機関が開催するケース検討会議等を通して、後見人等と支援に携わる関係者との連携を図り、チームによる支援を行います。

【施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援】

No	事業名	取組内容			
		指標項目	単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
1	市民後見人の養成・育成支援	成年後見支援センター（中核機関）において、認知症、知的障害、その他の精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で生活していくことを支援するため、市民後見人を養成していきます。 また、養成修了後もフォローアップ研修を実施するなど、市民後見人の活動を支援していきます。			
		養成者数	人	0	25
2	後見活動の担い手の確保及び支援の実施	成年後見制度の需要増加に対応するため、担い手の確保に努めるとともに、後見人等候補者の受任調整について家庭裁判所と協議を進めます。 また、法的な判断を必要とする事例に対し、弁護士による専門的な助言を行い、後見人等の活動を支援します。			
3	後見活動の担い手への研修の実施	後見人等のスキルの維持・向上を図るための研修を実施します。			
4	親族後見人への支援	親族後見人が後見活動を行う上で困難が生じた場合に、成年後見支援センター（中核機関）が相談に対応します。 また、親族後見人が相互に情報共有できるための機会を提供します。			

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第7章 取組事例

地域福祉活動をより積極的に推進するため、活動の参考となるコロナ禍で活動を継続するために工夫している取組事例をご紹介します。

1 フードパントリー ～社協犢橋地区部会～

【きっかけ・背景】

犢橋地区部会では、子どもがひとりでも来られるような居場所になることを目指して、子ども食堂を開催しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、飲食を伴う「子ども食堂」が開催できなくなり、ひとり親家庭など、生活にお困りの方々を食品や日用雑貨を無料で提供すること（フードパントリー）で、支援したいと思い、令和2年12月から始めました。



【対象者・利用の仕組み】

- 対象者：どなたでも（子ども中心）
- 費用：無料
- 場所：ふるさと農園（花見川区）
- 開催日：2ヵ月に1回程度
- 配布予定：20世帯分程度
- 配布品：レトルト食品、お菓子、飲み物、日用雑貨など

【活動の工夫】

■周知について

最初は、子ども食堂の参加者に対し、声かけをしていましたが、生活に困っている方という遠慮もあってか、あまり人が集まらず、ふるさと農園内に遊びに来ている方に声かけをして呼び込むことが多かったそうです。

今では、開催ポスターを犢橋小学校で配布してもらったり、近隣のコンビニや商店に掲示してもらったり、町内自治会の回覧板で周知したりして、少しずつ認知されてきているように感じているそうです。

また、メールやLINEを利用して、開催周知や予約を受け付けたりする工夫もされています。

取材させて頂いた日には、ふるさと農園で芋掘りイベントがあり、子ども連れのご家族が移動中に立ち寄ってくれたりもして、農園のイベント日に合わせると相乗効果が生まれ、たくさんの方が集まることが判明したようです。

ただし、多くの方に利用していただきたいという気持ちがある一方で、協力者の人手、資金面には限界があり、本当に必要な方に配布していくためのPRの仕方には、難しさが伴っています。



■ 困難なこと

「生活に困窮していることを、子供は言わないし、言えない。大人も助けを求めづらいケースが多いと思う。長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、そういった世帯が増えていると思うので、少しでも助けになればうれしい。」と犢橋地区部会長（小西さん）はおっしゃいます。

また、スタッフの方からは、「地域に外国人世帯が増えていると感じている中で、困窮している世帯もいると思う。必要な方にフードパントリーを利用してほしいが、日本語が読めない方もいると思うので、英語版のポスターを作ることも検討したい。」や「幼稚園や保育園にもポスターを配布したり、幼稚園バスに掲示してもらったりして、周知を図っていくことも考えたい。」との声もありました。



■ 新型コロナウイルス感染症対策

アルコール消毒など基本的な対策を実施していますが、何かあった時のために物品を配布した方に連絡先をお聞きしています。

【参加者の声】

参加者からは、「こんなに頂いていいんですか。」や「ありがとうございます。助かります。」との声が聞かれ、大変喜んでいただいています。

【活動の展開】

犢橋地区部会長（小西さん）は「今は、コロナが心配だが、落ち着いてくれば、こども食堂も再開したい。」とおっしゃいます。

取材させて頂いた日には、地域の方から「今度、フードパントリーを手伝わせてほしい。」との申出があり、ボランティアをやりたい方へのPRにもなり、地域の担い手の掘り起こしにもつながる活動になっていることも実感しました。

地元の方のあたたかい気持ちがつながり、その先には、フードパントリーや子ども食堂を通じて子どものために何かしたいと思う人が増えていくことが期待されます。

【連絡先】

千葉市社会福祉協議会 花見川区事務所
043-275-6438

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後援制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

2 コロナに負けない！繋がり大切さ

～社協白井地区部会、多部田町さわやか健康会～

【シトラスリボンプロジェクト】

白井地区部会ボランティア委員会では、「集まらなくても繋がりを感じられる活動を」という思いから、令和3年3月に「シトラスリボンプロジェクト」を始めました。

シトラスリボンプロジェクトとは、新型コロナウイルスに感染した方やそのご家族、医療従事者の皆様への差別や偏見をなくし、誰もが暮らしやすい地域を目指そうという活動です。

委員会メンバーを中心に各自自宅でYouTubeを見ながらリボンを作成し、白井公民館の入口等に配布したところ、プロジェクトの趣旨は多くの賛同を得られ、2,400セット作成したうち、2,200セットが地域の人の手へ渡ったそうです（令和3年11月時点）。

また、白井公民館では「シトラスリボンにひとこと」と題した冊子を設置。現在までにたくさんの方のメッセージが寄せられており、地域の皆様の思いを垣間見ることが出来ます。



【タオルでボランティア】

シトラスリボンプロジェクトは好評を博しましたが、委員会では「もっと地域の人に参加してもらいたい…コロナ禍で失われている外出のきっかけになる活動は出来ないだろうか…」という思いが強くなったそうです。そこで誕生したのが「タオルでボランティア」でした。



この活動は、ご家庭に眠っている不要となったタオルを白井公民館に設置した箱に各々持ってきてもらい、それを高齢者施設や障害者福祉施設に配布するというリユースの取組です。

「この活動を『ついで』と捉えて、お出かけの機会を持ってほしい」「自分もボランティア活動に参加したと実感してほしい」という願いのもと、スタートしました。

令和3年6月～11月までの回収期間中、多くの人の手により集まったタオルは、保管のための部屋が不足するほど大量だったそうです。

今回集まったタオルは近隣の11施設に配付されることが決まりました。委員長の松田さんからは「配付の様子は今後地域に広報する予定、参加して下さった方々にもぜひ届けたい」、「これを機に出来た施設の方々との繋がりを切らすことなく、今後も大切にしていきたい」とお話がありました。

【♪ おうちで楽しく わくわくパック】

白井地区部会児童母子福祉委員会においても、コロナ禍による活動制限の壁に悩まされていました。委員長の松島さんは、今までの「親子に集まってもらう」という対面開催の考え方を根本から見直す必要性を強く感じた、と言います。同時に、親子が家の中で孤立してしまう危険性を感じ、外に出るきっかけを作ろうと思い立ち、令和2年10月～新しい形の活動を始めました。それが「わくわくパック」です。



➤ 令和3年11月配布「ピリピリ・パタパタ de リース」

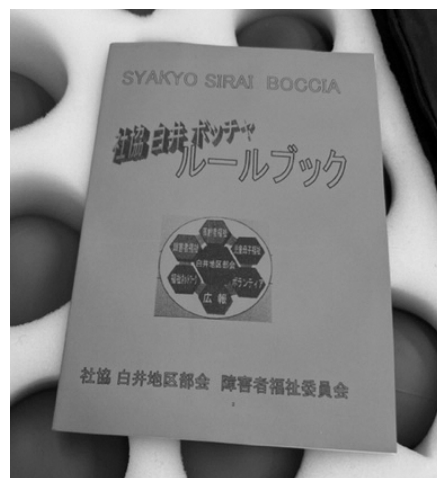
2ヶ月に1回、親子で簡単に作ることが出来る工作キットを無償配布し、白井公民館に取りに来てもらうことで外出の機会創出に繋がりました。毎回趣向を変えたキットを作成することでリピーターが増えるよう工夫しているそうです。委員長（松島さん）は「コロナに負けるもんか！というみんなの共通の思いが新しい取組を生み出す契機になったと感じています」と話してくださいました。

【ボッチャ交流会】

白井地区部会障害者福祉委員会では、令和元年に所属団体の親睦を深める目的でパラスポーツの一つであるボッチャの交流会をスタート。

老若男女問わず誰でも楽しめるよう、公式ル

ールをより簡単にした「白井ルール」を定め、ルールブックを作成しました。



翌年の令和2年からは障害者福祉施設の利用者の方々を含めた交流会を開催しようと検討していた矢先、コロナ禍で頓挫してしまったそうです。

委員会では引き続き、施設利用者の方々との交流会開催を最終目標に据えつつ、自治会の協力を得て小規模のボッチャ体験会を実施したり、委員会の皆さんで競技用と同基準のマイボールを作成し、用具の共用を避けながら、ウィズコロナの活動を続けてきました。

ここからはその体験会の様子をお届けします。



緊急事態宣言が解除され、全国的に感染者数が落ち着きを見せていたことから、令和3年11月28日、高根グリーンタウン自治会館にてボッチャ体験会が開催されました。

開催にあたっては入館時のアルコール消毒、検温、マスク着用を始め、ゲーム中のビニール

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

手袋着用・適宜交換を徹底することで感染症対策を万全にし、参加者の皆さんに安心して楽しんでいただけるよう工夫しています。

今回の体験会参加者は男女ともに10代未満～80代までと幅広く、約20人の地域住民の方々が集まり、多世代交流が実現しました。



「初めてやるからルールが分からない」、「ちゃんと近くに投げられるか不安」とおっしゃっていた皆さんも、時間が進むにつれて「こっちのボールの方が近いね」「意外と動いたから身体がポカポカしてきた」とリラックスして楽しんでいる様子うかがえました。

こうして、障害者福祉委員会委員長(泉さん)の進行のもと、約2時間、チーム対抗戦で大いに盛り上がった体験会は無事に閉会。参加者の皆さんからは「楽しかった」「優勝できなかった



のが悔しい」などの声が聞こえ、最後までわいわいとした雰囲気が続いていました。

【リモートラジオ体操】

多部田町さわやか健康会では平成26年から早朝散歩を行う方々を中心に自治会館の庭でラジオ体操を始めました。しかし、コロナ禍における外出自粛への協力要請が出るなかで、フレイル予防とのジレンマに悩んだそうです。

そこで、リモートによる自宅からのラジオ体操参加という方法を試みました。

自宅からの参加者は会場にいる参加者に対し、各々「これから始めます」と挨拶を行い、皆さんで同時刻に体操をスタートします。自宅参加者はYouTubeのラジオ体操映像を活用しながら実施しているとのことでした。

自宅参加者の方からは「家にいながら体操仲間との一体感を持つことが出来、楽しく続けられます」との声をいただいているそうです。

【アフターコロナに向けて】

地域の皆さんは揃って「今回のコロナ禍で繋がりが続けることの必要性をより感じた」とおっしゃいます。人に会うこと自体が困難になってしまった世の中で、いかに繋がりを絶やさないようにするか考えるのは非常に大変だったのですが、その分、1つ1つ活動が実現していく喜びもひとしおだったそうです。

また、地域の担い手不足が叫ばれている昨今、ほんの些細なことであっても「それだったら私にも出来るかも」というお手伝い感覚を大切に繋いでいきたい、ともお話いただきました。

“つなぐ”をテーマにしたというこれらの取組が、まずは地域や区の方々に、そしてさらにそれらの枠を超えてもっとたくさんの方々に繋がりが、広がっていくことを願っています。

【連絡先】

千葉市社会福祉協議会 若葉区事務所
電話 043-233-8181 FAX 043-233-8171

第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域の体制

各地域において取組みを進めるにあたっては、地域住民の福祉の増進を図ることを目的に活動している社協地区部会が、町内自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、NPO、ボランティア、学校・PTA、社会福祉事業者等、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を行い、区支え合いのまち推進計画に基づく取組みを推進していきます。

また、区支え合いのまち推進協議会は、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとめるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討を行い、区支え合いのまち推進計画を推進する役割を担います。

(2) 市の体制

福祉・保健などの対象別の個別計画と連携し、整合・調整を図りながら取組みを進めるとともに、防犯、防災、教育、就労、交通、環境、まちづくりなど市民生活に関連が深い分野とも連携が必要となるため、庁内横断的に関連部署との連携を密にして本計画を推進していきます。

本市では、庁内横断的な組織として、「地域共生社会推進事業部」が平成29年度に設置され、地域共生社会の実現に向けて、取り組んでいます。

また、本計画においては、地域の取組み（住民同士の支え合い）の支援を市の役割として位置付けており、地域への支援または地域との連携を行う窓口として、区（区役所・保健福祉センター）が市社協の区事務所と連携して、区支え合いのまち推進協議会の開催や地域福祉活動に対する助言・相談対応などを実施します。

(3) 千葉市社会福祉協議会との連携

市社協は、市との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、また、社協地区部会・ボランティア団体等の活動を支援する主体として、重要な役割を果たしています。

本計画においても、市と市社協を共に地域の取組み（住民同士の支え合い）を支援する主体として位置付けていることから、両者が連携して地域福祉の充実に取り組んでいくことが必要です。

とりわけ、実際に地域に入って活動する市社協コミュニティソーシャルワーカーとの情報共有を密接にし、地域のニーズを的確にとらえていく必要があります。

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

今後も市社協が幅広い活動を展開し内容の充実を図ることができるよう支援するとともに、「千葉市と千葉市社会福祉協議会の協議の場」を活用し、本計画と市社協が策定する地域福祉活動計画との連携を図るとともに、事業や施策の検討・推進について協働で取り組みます。

(4) 区支え合いのまち推進協議会

区支え合いのまち推進計画の推進を目的として、情報の収集や議論・意見交換を通じ、地域課題や成果事例の共有、計画の進捗確認や推進方法の検討などを行う合議体です。

社協地区部会等の地域福祉活動団体や社会福祉事業者などから選任された委員及び公募の委員で構成され、主に次に掲げる事項を所掌します。

- ① 区支え合いのまち推進計画に関する広報
- ② 地域福祉に関する情報収集、活動団体間の情報交換・連絡調整
- ③ 区支え合いのまち推進計画に位置付けられている取組みの推進状況の確認・評価
- ④ 中間見直しに向けての具体的な取組み及び重点取組項目の設定（花見川区を除く）

(5) 千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

社会福祉事業者及び学識経験者等で構成され、地域福祉に関する事項を調査審議する本市の附属機関です。

地域福祉専門分科会では、本計画の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進や本計画の進捗状況や評価についての検討・審議を行います。

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編